

③ 空家修繕（随時・空家）仕様書

- 随時修繕 共通仕様書 1
- 空家修繕 共通仕様書 6
- 随時修繕・空家修繕 特記仕様書 7

随時修繕（緊急修繕・小修繕）業務委託 共通仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、周南市営住宅、周南市営改良住宅及び周南市特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の修繕業務に適用する。

2 修繕業務の内容

- ・修繕業務の範囲は、入居中の住戸内および共用部分の小修繕とする。
- ・修繕の程度は、基本的には、「建設時の水準を回復すること」である。
- ・市の修繕範囲は、構造上の重要な部分を対象とし、日常における軽微な修繕は入居者の負担が原則である。
- ・入居者の負担区分については「修繕費用負担区分一覧表」のとおり行い、負担区分説明も本業務に含む。

3 手続き

- ・指定管理者は連絡が入り次第、入居者に対してすみやかに日時を調整し、修繕を実施する。
- ・負担区分に疑義がある場合又は修繕費が 30 万円を超える場合は、市長と予め協議をすること。
- ・指定管理者は、修繕に際し周辺住民に騒音、ほこり、車の移動等が発生する場合は、市長及び管理人と協議し案内文を関係住民に配ること。

4 打合せ及び記録

- ・「修繕台帳」を作成し、修繕業務の効率化に努め、入居者等からの苦情の無いようにする。
- ・1 件の修繕は、①修繕内容、②処理方法、③見積書、④協議書を 1 組として整理すること。

5 修繕体制・工事仕様書

- ・勤務時間外にも緊急修繕に対応できる連絡体系図を作成し、市長に「修繕業者連絡表」を提出すること。
- ・工事仕様は、「公共住宅建設工事共通仕様書（令和 4 年度版）」及び「公共住宅改修工事共通仕様書（最新版）」に準ずること。

6 実績の報告

- ・毎月初めに修繕の実績（前月の修繕について、個所、件数、金額等）を市長に報告する。

建築補修	
1.防水補修 ・浴室防水	6.塗装補修 ・便所洗面排水管塗装

・浴室床塗り床 ・浴室コーキング打ち 2.木部補修 ・敷居取替 ・床下地補修 3.金属補修 ・カーテンレール取替 ・台所入口レール取替 ・玄関ステンレス沓刷り取替 ・天井点検口取付 4.木製建具補修 ・襖紙張替 ・襖取替 ・合板張替 ・便所扉プリント張替 ・洋間開戸取替 ・浴室開戸取替 ・浴室片引戸取替 ・浴室戸敷居取替 ・台所ドア調整 ・便所ドア錠取替 5.金属製建具補修 ・玄関ドア錠前取替 ・玄関ドアクローザー取替 ・玄関ドアチェーン取替 ・玄関ドア調整 ・玄関ドアスコープ取替 ・玄関ドア丁番取替 ・掃出し戸戸車取替 ・掃出し戸クレセント取替 ・サッシレール修繕 ・サッシ建付け調整 ・浴室ドア錠前取替 ・浴室ドアビード取替 ・浴室ドア握り玉取替 ・便所ドア鍵取替 ・集会所サッシ戸車取替 ・集会所屋根補修 ・駐車場ライン引き ・擁壁補強	・内壁天井塗装塗替 ・玄関ドア塗装 ・木製建具塗替え ・額縁三方枠等木部塗装 7.内装補修 ・畳表替え ・畳床取替 ・洗面所床CFシート張替 ・洗面所床合板張替 ・洋室台所床CFシート張替 ・玄関、洋間、台所床上張 ・台所床板張替 8.仕上げユニット補修 ・流し台扉表面張替 ・流し台幕板表面張替 ・流し台扉ローラーキャッチ取替 ・流し台取手取替 ・流し台丁番取替 ・水切棚取付 ・浴室タオル掛取替 ・押入物入修理 ・敷居スベリ取付 ・手摺取付 ・ユニットバス補修 ・浴室天井バスリブ張り ・吊戸棚棚板取替 ・吊戸棚扉取替 ・湯沸器受板取替 ・クーラーキャップ取替 9.屋外付帯補修 ・ブランコ修理 ・滑り台修理 ・砂場砂補給 ・シーソー板取替 ・ジャングルジムパイプ修理 ・鉄棒修理 ・アスファルト陥没補修 ・集会所網戸の網取替
--	---

・ 自転車置場鉄部塗装 ・ 自転車置場柱足元補修 ・ フェンス補修 ・ 整地 ・ ガードパイプ補修 ・ バリカー補修 ・ 倉庫扉取替 ・ 屋上点検口蓋取替 ・ 隔て板取替 ・ 階段ノンスリップ固定 ・ 階段ノンスリップ取付 ・ 集合郵便受扉取替 ・ 排気筒撤去 ・ バルコニー壁塗装 ・ バルコニー物入れ戸修理取替 ・ バルコニー避難ハッチ補修 ・ 屋根瓦補修 ・ 鳩対策ネット張り ・ 樋取替 ・ 外部漏水補修 ・ 外部剥離補修 ・ 排水桝蓋の取替 ・ 排水汚水桝修理 ・ 屋根防水補修 ・ バルコニー床塗布防水補修 ・ 外壁ピンニング補修 ・ 屋根笠木シーリング 10.撤去清掃補修 ・ 浴槽撤去 ・ 浴室内壁天井カビ落し ・ 湯沸器撤去 ・ DK壁天井クリーニング ・ 台所天井クリーニング ・ バルコニー天井リフリース 11.ガラス補修 ・ ガラス取替 電気設備補修	
---	--

1. 電灯設備等補修 ・ 玄関照明器具取替 ・ 便所照明器具取替 ・ 浴室照明器具取替 ・ 照明グローブ取替 ・ 流し元照明器具取替 ・ 台所照明器具取替 ・ 洗面所照明器具取替 ・ 洗濯機用コンセント取替 ・ 和室引掛けシーリング取替 ・ チャイム取替 ・ コンセント取替 ・ 分電盤取替 ・ 分電盤スイッチ取替 ・ スイッチ取替 ・ 安全ブレーカー取替 ・ 電球取替 ・ 絶縁改修 ・ 換気扇（壁型）取替 ・ 換気扇（天井扇）取替 ・ 換気扇フード取替 ・ 2. テレビ共聴設備等補修 ・ アンテナ修理 ・ アンテナ取替 ・ 通路照明器具取替 ・ 屋外照明器具カバー取替 ・ 自動点滅器具取替 ・ 階段照明器具取替 ・ 階段照明器具修理 ・ 非常用照明器具取替 ・ 引込開閉器盤扉取替 ・ 引込開閉器盤取替 ・ ブースター取替 ・ 通路スイッチ取替 ・ 階段スイッチ取替 ・ 煙感知器取替 ・ テレビ受信調査費	
機械設備補修	
1. 衛生器具補修 ・ 便器取替	・ ガス風呂釜取替 ・ ガス給湯器取替

・便器取り外し取替 ・便所ロータンク取替 ・便所ロータンク内部金物取替 ・トイレロータンク調整 ・便所洗浄管取替 ・便座取替 ・排便管パッキン取替 ・便所洗浄管取替 ・便所排水管パッキン取替 ・洗面台取替 ・化粧洗面台取替 ・洗面台排水トラップ取替 ・洗面所排水修理 ・洗濯パン取替 ・洗濯パン修理 ・臭突煙突修理 ・洗面所鏡取付 2.水栓金具補修 ・自在万能水栓取替 ・ホーム水栓取替 ・水栓柱取替 ・泡沫自在水栓取替 ・台所蛇口シーลテープ修理 ・蛇口パッキン取替 ・洗面器蛇口取替 ・洗濯機水栓取替 ・給水バルブパッキン取替 3.排水金具補修 ・洗面排水パッキン取替 ・洗面排水縦管漏水補修 ・トイレ排水管取替 ・台所ワントラップ取替 ・洗面Pトラップ取替 ・ベランダ排水管漏水補修 ・洗濯パン排水トラップ取替 ・浴室排水ワントラップ取替 4.ガス用機器補修 ・ガスコック取替	・ガス風呂釜修理 ・ガス給湯器修理 ・風呂釜排気トップ修理 ・浴槽取替 ・浴槽栓取替 ・ガス管引替修理 5.清掃関係 ・屋外排水管清掃 ・便器清掃 ・便器ストレーナー清掃 ・排水トラップ清掃 ・浴室排水目皿清掃 ・バルコニー排水口清掃 ・足洗い場清掃
---	---

空家修繕 共通仕様書

1 共通

- ・材料及び施工にあたっては、建築基準法(シックハウス対策)及び公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)に基づくとともに、環境を考慮した建材の使用及び施工に努めることとする。
- ・掃除については、住宅内(ベランダ含む)の全ての箇所、部位まで行うこと。
- ・取替などは原則として既存同等とする。ただし、電灯についてはLED照明器具への改修を行うこと。
- ・電気、水道は中国電力および水道局等担当部署に工事開始前に申し込みを行い、検査時まで契約を解除しないこと。
- ・修繕写真については、各部屋の着工前、完成後および隠蔽部の箇所、ワイヤー掃除中の写真を提出すること。

2 その他

- ・ 床 クッションフロアー1.8mm
 - A工法 既存クッションフロアーをはぎ取り、新調クッションフロアー貼り
 - B工法 既存クッションフロアーをはぎ取り、ベニヤを捨貼り新調クッションフロアー貼り
 - C工法 既存クッションフロアーに新調クッションフロアーを重ね貼り
 - D工法 既存床に、新調クッションフロアー貼り
 - E工法 既存床にベニヤを捨貼りし、新調クッションフロアー貼り
 - ・ ハスリップ アルミ製
 - ・ 塗装
 - 壁 浴室-非水形アクリル樹脂塗料同等 その他-EP、SOP
 - 天井
 - A工法 既存軽量骨材仕上塗材(パーライト)にEP等ローラー3回塗
又は、トップの吹付塗装
 - B工法 既存軽量骨材仕上塗材(パーライト)に吹付塗装(パーライト)
 - C工法 既存軽量骨材仕上塗材(パーライト)を除去し、リシン吹付塗装
 - D工法 既存クロスをはがし、新しくクロス貼り
 - E工法 既存ボードにEP等2回塗り
 - ・ クロス サンゲツAA同等 下地処理共
 - ・ 畳表はJAS 2等、床はD種(化学畳) KTⅡ型とする。
 - ・ 襖紙は引手帯とし新鳥の子程度、継目は設けず1枚もので仕上げる。
 - ・ カーテンレール ステンレス製C型
 - ・ 流し台
 - Aタイプ タカラ流し台 PJ型 L=1800ガス台一体型同等(包丁差取付共)
 - Bタイプ 公団型流し台MKタイプ同等(従来品)
 - Cタイプ 公団型流し台MKDタイプ同等(高級公団型)
- トラップ付で扉は3方モール、引き出しは4方モール、排水管は塩ビ管で直結は共通。
- ・ 排水ワイヤー掃除は掃除施工状況を写真に残し、補償は3ヶ月とする。
 - ・ 換気扇 三菱製 EX-15LH5(BL製)同等とする。
 - ・ バスリブ フクビ化学工業 バスパネルWJ同等とする。

※ 別の工法等により同等の性能が確認できる場合は、記載された工法に限らない。

※ 修理野帳や現場状況に不都合が生じた場合、監督員と協議すること。

随時修繕・空家修繕（特記仕様書）

A【建築関係】

1. 建築工事の仕様書は公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)の総則編および建築編、公共住宅改修工事共通仕様書(最新版)を適用する。
2. 上記以外に次の仕様書を標準適用する。
 - (1) 公共住宅標準詳細設計図集「公共住宅事業者連絡協議会」
 - (2) 建築工事標準仕様書（JASS5,6）「(社)日本建築学会編」
3. 共通仕様書のうち、特記によるものと、その他必要な事項を特記事項とする。
4. 特記事項は○印のついたものを適用する。
5. 使用建材のホルムアルデヒドの放散量による区分はF☆☆☆☆とする。
6. 修繕着工前に実施する大気汚染防止法等による元請負業者の事前調査については、以下のいずれかの者とする。
 1. 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
 2. 同上第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
 3. 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
7. 建築基準法及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律等に基づき、必要な掲示物を修繕現場に掲示すること。

項 目		特 記 事 項
I. 一般共通事項 目的		公営住宅の居住水準を確保するために、建物及び維持補修業務を行う。
1. 適用基準等	○	・（令和7年版）公共建築工事標準仕様書 ・ 山口県土木工事施工管理基準（平成29年版） ・ 山口県建設廃棄物適正処理指針
	○	・ 建築改修工事監理指針（令和7年版）
	○	・ 工事写真記録
2. 記録	○	着工前、完成時期に撮影 別紙完了報告書に写真添付または、市販品工事アルバムにて提出 （デジタルカメラによる電子データからのプリントアウト可） 「工事写真の撮り方」（公共建築協会編）により撮影 ・ 場外に搬出し、適正に処分する
3. 発生材などの処理	○	

Ⅱ. 各工事 1. 防水工事 1-1 浴室防水 1-2 ベランダ防水	○ ○	・浴室床面、周辺壁立上り H=100 まで、塗膜防水 塗膜防水：ウレタン系塗膜防水 t=2.0 密着工法 防水下地清掃のうえ施工 浴室平面は、1200×1800 程度とする 浴槽、釜取り外し移動のうえ床施工後取付原状回復 ・ベランダ床防水 隔て板～隔て板まで、サッシ面台～手摺足元先端まで 塗膜防水：ウレタン系塗膜防水 t=2.0 密着工法 防水下地清掃のうえ施工 ベランダ平面は 6000×1000 程度とする。
2. 木部補修 2-1 敷居取替 3. 金物補修 3-1 金物取替 4. 木製建具補修 4-1 一般事項 4-2 襖補修 4-3 木製建具補修	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・浴室扉敷居取替 既設敷居撤去処分 新規敷居取付：米ツガ小節 90×40 仕上げ SOP 2 回塗り ・床下地補修 既設根太不良部撤去処分 新設根太：45×45@300 程度 ・カーテンレール取替 既設カーテンレール撤去処分 新規カーテンレール取付：ステンレス C 型 ダブル L=2000 程度 ・木製建具仕様は、木製建具施工要領書、襖施工要領書による ・襖紙張替（両面） 上表紙は引き手帯とし、新鳥の子紙程度とする ・襖取替 仕様は襖施行要領書による ・木製開き戸表面材張替（両面） 表面材はポリエステル合板 t=3 程度 建具は 850×1800 見込み 30 程度 ・木製開き戸取替（浴室・便所） 既存開き戸撤去処分 表面材はポリエステル合板 t=3 程度 建具は 850×1800 見込み 30 程度

		中抜型ガラス 2mm 400×550 程度 ガラリプラスチック製 400×300 程度
	○	・ 木製開き戸取替（居室） 既存開き戸撤去処分 表面材はプリント合板 t = 3 程度 和室の場合は、片面襖紙（引き手帯・新鳥の子程度） 建具は 850×1800 見込み 30 程度
	○	・ 木製引き戸取替（居室） 既存引き戸撤去処分 表面材はプリント合板 t = 3 程度 和室の場合は、片面襖紙（引き手帯・新鳥の子程度） 建具は 850×1800 見込み 30 程度
4-4 建具金物補修	○	・ 木製引き戸 戸車取替 ナイロン 36mm
	○	・ 便所ドア錠前取替 モノロック美和MK同等 非常開放装置付、
5. 鋼製建具補修		
5-1 一般事項	○	・ 玄関ドア錠前取替 シリンダー掘込箱錠またはシリンダー面付箱錠
5-2 建具金物補修	○	・ 玄関ドアクローザー取替 開き戸用 II 型 シルバー
	○	・ アルミサッシ 戸車取替 JIS A5545 による
	○	・ アルミサッシ クレセント取替 JIS A5545 による
	○	・ 浴室ドア錠前取替 握り玉空錠またはモノロック美和MK同等
6. 塗装補修		
6-1 内装塗装塗替	○	・ 内壁塗装塗替 障害物移動復旧 下地調整：コンクリート面 改共仕 表 7.2.5 RB 種 浴室仕上塗装：非水系アクリル樹脂塗料同等 2 回塗 その他塗装：合成樹脂エマルジョンペイント塗（EP）2 回塗 改共仕 表 7.10.1 B 種 廻り縁、巾木等：合成樹脂調合ペイント塗（SOP）2 回塗 改共仕 表 7.4.1 B 種
6-2 天井塗装塗替	○	・ 天井塗装塗替（ボード面） 障害物移動復旧

		下地調整：ボード面 改共仕 表 7.2.5 RB 種 仕上塗装：合成樹脂エマルジョンペイント塗（EP）等 2 回塗 改共仕 表 7.10.1 B 種
	○	・天井塗装塗替（パーライト下地） 障害物移動復旧 下地調整： 改共仕 表 7.2.5 RB 種 仕上塗装：合成樹脂エマルジョンペイント塗（EP）等ローラー 3 回塗
6-3 建具塗装塗替	○	・木製建具塗装塗替 下地調整：木部 改共仕 表 7.2.1 RB 種 仕上塗装：合成樹脂調合ペイント塗（SOP） 2 回塗 改共仕 表 7.4.1 B 種
	○	・鋼製建具塗装塗替（片面） 下地調整：亜鉛メッキ面 改共仕 表 7.2.3 RB 種 錆止塗装：鉛酸カルシウム錆止めペイント 1 回塗 改共仕 表 7.3.4 C 種 仕上塗装：合成樹脂調合ペイント塗（SOP） 2 回塗 改共仕 表 7.12.1 B 種
6-4 その他塗装塗替	○	・便所、洗面排水管塗装 下地調整：鉄面 改共仕 表 7.2.2 RB 種 錆止塗装：鉛酸カルシウム錆止めペイント 1 回塗 改共仕 改共仕 表 7.3.3 C 種 仕上塗装：合成樹脂調合ペイント塗（SOP） 2 回塗 改共仕 表 7.4.2 B 種
	○	・額縁等木部塗装 下地調整：木部 改共仕 表 7.2.1 RB 種 仕上塗装：合成樹脂調合ペイント塗（SOP） 2 回塗 改共仕 表 7.4.1 B 種
7. 内装補修		
7-1 畳補修	○	・畳表替 JAS 2 等
	○	・畳床取替 既設畳撤去処分 改共仕 表 6.12.1 D 種（化学畳）KTⅡ型
7-2 床仕上補修	○	・ビニル床シート貼替 既設ビニル床シート除去（改共仕 6.2.2） 新設ビニル床シート：クッションフロア CF シート $t = 1.8$ 酢酸ビニル樹脂系

7-3 壁仕上げ補修	○	・合板床 ビニル床シート貼 新設ビニルシート：クッションフロア CFシート t=1.8 酢酸ビニル樹脂系
	○	・合板床 床板上張り 新設合板床：天然木化粧複合フローリング フロアタイプ t=15
	○	・合板床張替天然木化粧複合フローリング張替 既設合板床撤去処分（改共仕 6.2.2） 新設合板床：天然木化粧複合フローリング フロアタイプ t=15 下地合板：ラワン合板 T-I t=12
	○	・壁クロス貼替 下地調整及び工法（改共仕 6.14.3） クロス仕様：ビニル壁紙（壁装材料第 0003 号）準不燃
	○	・壁合板張替 既設壁合板撤去処分 壁合板仕様：天然木化粧合板 t=5.0
	○	・壁合板張替 既設壁合板撤去処分 壁合板仕様：プリント合板 t=5.0
7-4 天井仕上げ補修	○	・壁合板張替 既設壁合板撤去処分 壁合板仕様：ラワン合板 T-II t=4.0
	○	・天井クロス貼替 下地調整及び工法（改共仕 6.14.3） クロス仕様：ビニル壁紙（壁装材料第 0003 号）準不燃
	○	・天井ボード貼替 既設天井ボード撤去処分（改共仕 6.4.2） 新設天井：石コウボード張り t=9.5
	○	・天井ボード貼替 既設天井ボード撤去処分（改共仕 6.4.2） 新設天井：化粧石コウボード張り t=9.5 杉柁
7-5 押入補修	○	・天井ボード貼替 既設天井ボード撤去処分（改共仕 6.4.2） 新設天井：ケイ酸カルシウム板張り t=5.0 目透し VP
	○	・北側半間押入内装補修（900×900×2400） 既設内装材撤去処分 新設壁：防露パネル t=29 張り（ラワン合板 t=4+ポリスチレンフォーム t=25）

		新設床：ラワン合板 T-I $t=5.5$ 新設天井：ラワン合板 $t=4$
8. 仕上げユニット		
補修	○	・既設流し台撤去処分
8-1 流し台	○	・新設流し台：Aタイプ タカラ流し台 PJ 型 $L=1800$ ガス台一体型同等（包丁差共）
	○	・新設流し台：Bタイプ 公団流し台 MK 型 ガス台一体型同等（公団型）
	○	・新設流し台：Cタイプ 公団流し台 MKD 型 ガス台一体型同等（高級公団型）
	○	・既設水切り棚処分
8-2 水切り棚	○	・新設水切り棚 タカラ MS-120N 同等
8-3 バスリブ貼り	○	・浴室既設天井浮部撤去
	○	・錆鉄筋部分錆び止め塗料塗り（改共仕 7.3.3）
	○	・軽量鉄骨天井下地 材料（改共仕 6.6.2） 形式および寸法（改共仕 6.6.3） 工法（改共仕 6.6.4）
	○	・バスリブ ナショナル 幅広 F シリーズ同等 照明器具取替（東芝 I G-2195）同等
9. 屋外補修		
9-1 屋根防水補修	○	・屋根防水補修 屋根アスファルト露出防水補修（改共仕 3.3.3 M4C 工法） 露水箇所の周囲 2m 角程度のアスファルト防水撤去復旧 屋根シート防水補修（改共仕 3.5.3 S-F1 工法） シート防水張り戻しの場合はシートを十分乾燥させ張り戻し、 保護塗装シルバー仕上げとする
9-2 付属物補修	○	・隔壁取替 既設隔板撤去処分 新設隔板：アルミ枠 800×1800 セメントケイ酸カルシウム板 $t=5$ VE 仕上げ 避難表示紙付
	○	・バルコニー物入れ扉取替
	○	・物入れ扉撤去処分 新設扉：表面材はポリエステル合板 $t=3$ 程度 建具は 850×1800 程度 見込み 30 程度
9-3 スレート瓦屋根	○	・スレート瓦屋根漏水補修

漏水補修		既設スレート瓦撤去、復旧 下地アスファルトルーフィング敷き JAS A6005 による
10.外構補修		
10-1 アスファルト舗装補修	○	・アスファルト舗装補修（部分補修） 舗装構成：アスファルト 40、粒調碎石 50、クラッシャーラン 150

B【電気設備】

1. 電気設備工事の仕様書は公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年版)の総則編および電気編、公共住宅改修工事共通仕様書(電気設備工事編)(最新版)を適用する。
2. 上記以外に次の仕様書を標準適用する。
 - (1) 公共住宅標準詳細設計図集「公共住宅事業者連絡協議会」
 - (2) 建築工事標準仕様書(JASS5,6)「(社)日本建築学会編」
3. 共特記仕様書のうち、特記によるものと、その他必要な事項を特記事項とする。
4. 特記事項を必要とするもの、
 - (1) 特記事項は○印のついたものを適用する。

項 目		特 記 事 項
1. 一般共通事項		
1-1 適用基準等	○	・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)
	○	・ 山口県土木工事施工管理基準(平成29年版)
		・ 山口県建設廃棄物適正処理指針
	○	・ 工事記録写真
1-2 記録	○	着工前、完成時期に撮影 別紙完了報告書に写真添付または、市販品工事アルバムにて提出 (デジタルカメラによる電子データからのプリントアウト可) 「工事写真の撮り方」(公共建築協会編)により撮影
1-3 発生材などの処理	○	・ 場外に搬出し、適正に処分する
1-4 仮設物	○	・ 監督員事務所、請負者事務所は不要
1-5 技能士	○	・ 適用しない
1-6 取替材料	○	・ 取替前と同種を原則とするが、入手困難なものについては係員と協議の上決定とする
		・ 取替後、機能動作試験を行う
1-7 試験等	○	・ 取替前後、絶縁試験を行う
	○	

C【機械設備】

1. 機械設備工事の仕様書は公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)の総則編および機械編、公共住宅改修工事共通仕様書（機械設備工事編）(最新版)を適用する。
2. 上記以外に次の仕様書を標準適用する。
 - (1) 公共住宅標準詳細設計図集「公共住宅事業者連絡協議会」
 - (2) 建築工事標準仕様書（JASS5,6）「(社)日本建築学会編」
3. 共特記仕様書のうち、特記によるものと、その他必要な事項を特記事項とする。
4. 特記事項を必要とするもの、
 - (1) 特記事項は○印のついたものを適用する。

項 目		特 記 事 項
2. 一般共通事項		
1-1 適用基準等	○ ○ ○	・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） ・ 山口県土木工事施工管理基準（平成29年版） ・ 山口県建設廃棄物適正処理指針
1-2 記録	○	・ 工事記録写真 着工前、完成時期に撮影 別紙完了報告書に写真添付または、市販品工事アルバムにて提出 (デジタルカメラによる電子データからのプリントアウト可) 「工事写真の撮り方」（公共建築協会編）により撮影
1-3 発生材などの処理	○	・ 場外に搬出し、適正に処分する
1-4 仮設物	○	・ 監督員事務所、請負者事務所は不要
1-5 技能士	○	・ 適用しない
1-6 取替材料	○	・ 取替前と同種を原則とするが、入手困難なものについては係員と協議の上決定とする
1-7 試験等	○	・ 取替後、機能動作試験を行う